

鉄道関係税制特例概要①

【鉄道一般税制】

項目	税目	措置内容	適用期限	根拠条文
市街地区域または飛行場及びその周辺区域内のトンネル	固定資産税	非課税	—	地方税法第348条第2項第2号の5
踏切道・踏切保安装置	固定資産税	非課税	—	地方税法第348条第2項第2号の6
既設の鉄軌道と道路とを立体交差させるために建設された施設	固定資産税	非課税	—	地方税法第348条第2項第2号の7
市街化区域における地下道・跨線道路橋	固定資産税	非課税	—	地方税法第348条第2項第2号の8
河川等の工事に伴い新設又は改良された橋梁及び新設されたトンネル等に係る鉄道施設	固定資産税	5年間 1/6、その後5年間 1/3 (水資源機構に係るものは、5年間 2/3、その後5年間5/6)	—	地方税法第349条の3第14項
鉄軌道事業の本来事業用施設	事業所税	非課税	—	地方税法第701条の34第3項第20号
鉄軌道用地の評価	固定資産税	沿接する土地価格の1/3評価	—	昭和38年自治省告示第158号

【新線整備等関連税制】

項目	税目	措置内容	適用期限	根拠条文
鉄軌道事業の許可等	登録免許税	非課税 (路線の延長をするものであって、12km未満のもの)	—	登録免許税法第2条 登録免許税法施行令第18条
新規営業路線に係る鉄道施設	固定資産税	5年間 1/3、その後5年間 2/3 (立体交差化施設は、5年間 1/6、その後1/3)	—	地方税法第349条の3第1項
新設された変電所施設	固定資産税	5年間 3/5	—	地方税法第349条の3第24項
都市鉄道利便増進事業により整備された鉄道施設	固定資産税 都市計画税	5年間 2/3 市街地区域内等のトンネル 非課税	R9.3.31	地方税法附則第14条第2項、 第15条第14項

鉄道関係税制特例概要②

【地域鉄道等関連税制】

項 目	税 目	措 置 内 容	適用期限	根 拠 条 文
鉄道事業再構築事業により譲渡を受けた土地・家屋	登録免許税	1%(土地・家屋の所有権の移転登記) 0.5%(土地に設定された地上権及び賃借権の移転登記)	R9.3.31	租税特別措置法第83条の4
	不動産取得税	非課税(土地・家屋を取得した際の不動産取得税)	R10.3.31	地方税法附則第10条第7項
特定地方交通線等の無償譲渡に係る固定資産	固定資産税	1/4	—	地方税法第349条の3第18項
鉄軌道用車両等の動力源に供する軽油	軽油引取税	非課税	R9.3.31	地方税法附則第12条の2の7第1項第3号
索道事業者が使用するゲレンデ整備車等の動力源に供する軽油	軽油引取税	非課税	R9.3.31	地方税法附則第12条の2の7第1項第5号
地域公共交通確保維持改善事業等により取得した安全性向上設備	固定資産税	5年間 1/3	R9.3.31	地方税法附則第15条第9項
鉄道事業再構築事業により取得した固定資産	固定資産税 都市計画税	5年間 1/4	R9.3.31	地方税法附則第15条第16項

【新幹線等関連税制】

項 目	税 目	措 置 内 容	適用期限	根 拠 条 文
中央新幹線の事業の用に供する不動産	登録免許税	非課税	—	租税特別措置法第84条
	不動産取得税	非課税	—	地方税法第73条の4第1項第38号
JR旅客会社から譲渡を受けた並行在来線の鉄道施設	登録免許税	非課税	R13.3.31	租税特別措置法第84条の2
	不動産取得税	非課税	R13.3.31	地方税法附則第10条第2項
	固定資産税 都市計画税	20年間 1/2	R13.3.31	地方税法附則第15条第8項
北海道、東北、北陸、九州新幹線の新線建設に係る鉄道施設	固定資産税	5年間 1/6、その後5年間1/3	—	地方税法第349条の3第12項
青函トンネル、本四連絡橋に係る鉄道施設	固定資産税	1/6	—	地方税法第349条の3第13項

【JR二島(※)・貨物関連税制】

※JR二島会社：JR北海道、JR四国

項 目	税 目	措 置 内 容	適用期限	根 拠 条 文
JR二島会社の資本割	法人事業税	資本金の2倍を越える金額を控除	R11.3.31	地方税法附則第9条第1項
鉄道・運輸機構が債務等処理法に規定する業務により取得した土地	不動産取得税	1/3	R9.3.31	地方税法附則第11条第15項
JR二島会社の事業用固定資産	固定資産税 都市計画税	1/2(JR二島会社に貸し付けられている資産を含む)	R9.3.31	地方税法附則第15条の2第2項
JR二島・貨物会社が国鉄から承継した固定資産	固定資産税 都市計画税	3/5	R9.3.31	地方税法附則第15条の3
貨物用高性能機関車	固定資産税	5年間 2/3 (国鉄から承継した機関車に限る)	R9.3.31	旧地方税法附則第15条第6項

【バリアフリー・防災関連税制】

項 目	税 目	措 置 内 容	適用期限	根 拠 条 文
低床型路面電車(LRT)	固定資産税	5年間 1/3	R9.3.31	地方税法附則第15条第10項
駅のバリアフリー化改良工事により取得した鉄道施設 (エレベーター・ホームドアシステム)	固定資産税 都市計画税	5年間 2/3	R9.3.31	地方税法附則第15条第23項
首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設	固定資産税	5年間 2/3	R9.3.31	地方税法附則第15条第25項
豪雨対策により取得した鉄道施設	固定資産税	5年間 2/3 (JR東日本・JR東海・JR西日本は5年間3/4)	R9.3.31	地方税法附則第15条第44項

【環境関連税制】

項 目	税 目	措 置 内 容	適用期限	根 拠 条 文
炭素生産性向上に資する鉄道車両 (※1)	所得税 法人税 法人住民税 法人事業税	【中小企業者等】 ・炭素生産性22%以上向上 税額控除10%又は特別償却30% ・炭素生産性17%以上向上 税額控除5%又は特別償却30% ----- 【中小企業者等以外の事業者】 ・炭素生産性25%(20%※2)以上向上 税額控除8%又は特別償却30% ・炭素生産性20%(15%※2)以上向上 税額控除3%又は特別償却30%	R10.3.31までに 計画の認定を受け、その認定を 受けた日から同日以後3年を経 過する日まで	租税特別措置法第42 条の12の6第1項 租税特別措置法第42 条の12の6第2項
鉄道事業に利用される軽油	石油石炭税 (地球温暖化対策税)	鉄道事業に利用される軽油に係る重課分について還付	R11.3.31	租税特別措置法 第90条の3の4
低炭素化等に資する旅客用新規 鉄道車両	固定資産税	JR・大手民鉄 5年間 2/3(改良車両は3/4) 中小民鉄等 5年間 3/5	R9.3.31	地方税法附則 第15条第11項

※1 産業競争力強化法にもとづき認定を受けたエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って取得するもの。

※2 特定大企業(サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人)が、サプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合。

【その他税制】

項 目	税 目	措 置 内 容	適用期限	根 拠 条 文
一体化法(※)に規定する特定鉄道 事業者の資本割	法人事業税	資本金等の金額の2/3に相当する金額を 控除	R11.3.31	地方税法附則 第9条第5項

※一体化法:大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法